

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更（名古屋市決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備 考
都市再生特別地区（名駅四丁目7番地区）	約 1.8ha	142/10 ただし、136/10を超える部分は、中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、コージェネレーション施設その他これらに類するものの床面積に供するものとする。	100/10	8/10	1,000 m ²	高層部 247m 低層部 50m	
都市再生特別地区（名駅四丁目27番地区）	約 0.8ha	135/10	100/10	8/10	1,000 m ²	170m	
都市再生特別地区（ささしまライブ24地区）	約 2.4ha	79/10	50/10	7/10	1,000 m ²	高層部 174m 94m 低層部 30m	

都市再生特別地区 (名駅一丁目1番地区)	A地区	約1.5ha	120/10	80/10	8/10	1,000 m ²	高層部 202m 低層部 60m	
	B-1地区	約0.2ha	80/10	60/10	8/10	1,000 m ²	高層部 220m 低層部 94m	
	B-2地区	約1.2ha	100/10					
都市再生特別地区(名駅三丁目27番地区)		約1.5ha	140/10	80/10	8/10	1,000 m ² ただし、自転車の駐車のための施設の用途に供する建築物については、この限りでない。	高層部 180m 低層部 32m	
都市再生特別地区(名駅四丁目10番地区)		約0.6ha	105/10	80/10	6/10	1,000 m ²	高層棟 115m 低層棟 8m	
都市再生特別地区(東桜一丁目1番地区)		約1.6ha	111/10	80/10	8/10	1,000 m ²	高層棟A 96m 高層棟B 93m 低層棟 32m 通信機械棟 10m	

都市再生特別 地区（栄四丁 目 1 番地区）	約 1.1ha	147/10	95/10	9/10	1,000 m ²	高層部 170m 中層部 135m 低層部 55m	
都市再生特別 地区（錦三丁 目 2 5 番地 区）	約 1.1ha	205/10 ただし、200/10 を超 える部分は、中水道 施設、地域冷暖房施 設、その他これらに 類するものの床面積 に供するものとし る。	100/10	8/10 (注 1)	1,000 m ²	高層部 215m 中層部 70m 低層部 40m	
注 1 建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10 を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 をそれぞれ建蔽率の最高限度の数値に加えたものをもって最高限度とする。							

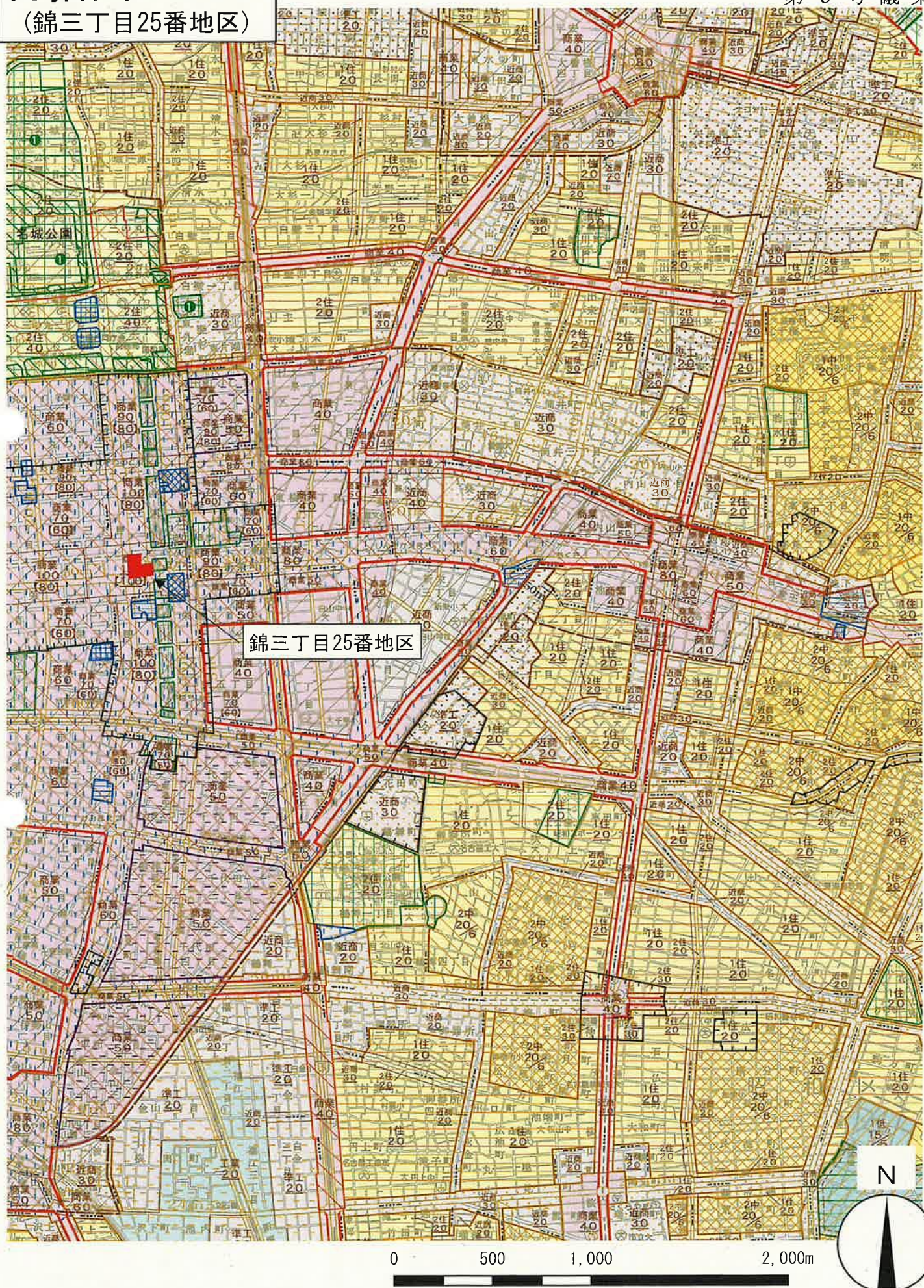
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。ただし、名駅四丁目 7 番地区、ささしまライブ 2 4 地区、名駅一丁目 1 番地区及び東桜一丁目 1 番地区については、壁面の位置の制限は、歩廊（建築物の 1 階部分に設けるものは柱に限る。）その他これに類する用途に供する建築物の部分及び道路上に設けられた歩廊又は道路上空に設けられた渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

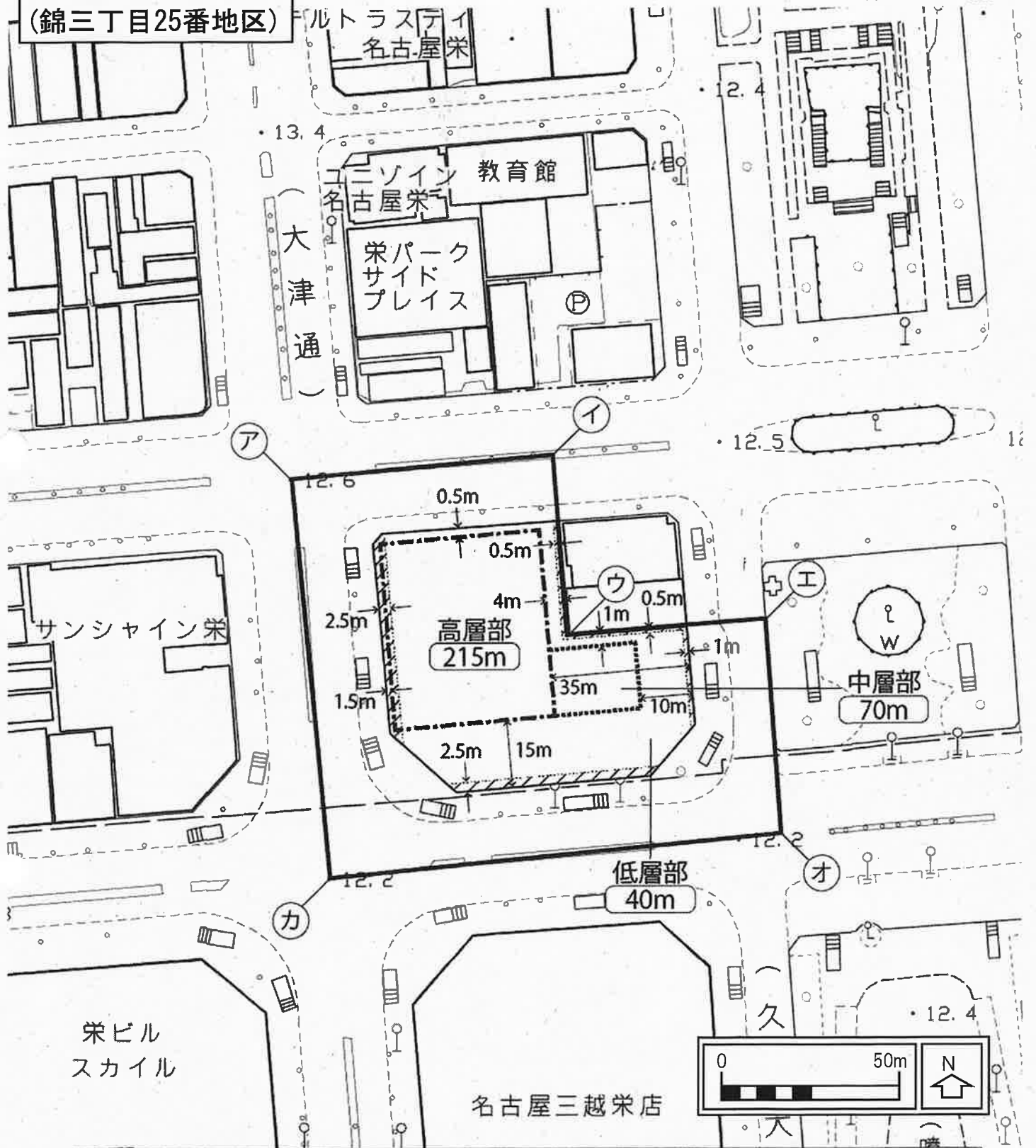
都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物の建築を誘導するため、錦三丁目 2 5 番地区を追加するものである。

総括図 1/25,000
(錦三丁目25番地区)

9 - 2
第 9 号 議 案



計画図 1/1,500
(錦三丁目25番地区)



区域	建築物の高さの 最高限度並びに 壁面の位置の 制限範囲	低層部 壁面の位置の制限 (高さ10m以下の部分に限る)
⑦-④は市道錦通中心線	中層部 壁面の位置の制限	高層部 壁面の位置の制限
①-②は筆界及びその延長		
③-⑤は筆界及びその延長		
⑥-⑧は都市計画公園久屋大通公園の境界及びその延長		
⑨-⑩は都市計画道路3・1・124広小路線中心線		
⑪-⑫は都市計画道路3・2・42大津町線中心線		
	建築物の各部分の高さは 内の数値以下とする	